

障害者に対する主な福祉施策一覧表

(注意)この一覧表は、目安として作成したもので、他に様々な要件がありますので、詳細については関係機関にお尋ねください。

内容		掲載ページ	条件			身体障害者													
			年齢制限	所得制限	その他の条件	障害別区分													
						肢体不自由						内部障害							
						視覚	平衡機能	聴覚	音声・言語機能	上肢	下肢	体幹	脳原性上肢	脳原性移動	心臓	腎臓	呼吸器	直ぼうこう	
手当・年金	特別障害者手当	20	20歳以上	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	障害児福祉手当	20	20歳未満	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	在宅重度障害者手当	21	※	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	特別児童扶養手当	21	20歳未満	○		3 (一部)	3	3	3	4 (一部)	3	3	3	※	※	※	※	※	※
	障害基礎年金	21	※	☆		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	特別障害給付金	22	※	☆		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
医療	自立支援医療（育成医療）給付	25	18歳未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自立支援医療（更生医療）給付	25	18歳以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自立支援医療（精神通院医療）給付	25																	
	障害者医療	26				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3
	後期高齢者福祉医療	26		一部	○	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3
扶養共済	心身障害者扶養共済	28	※	○		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
貸付	生活福祉資金	29			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
税の減免	所得税の軽減	33	※			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県民税・市町村民税・森林環境税の軽減等	33	※			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(軽)自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免 (本人が運転する場合)	34		○		4	3	※	2	6	5	2	6	4	4	4	4	4	
	(軽)自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免 (生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合)	34		○		4	3		2	3	3	2	3	3	3	3	3	3	

- 印が記入してある欄は、その施策の対象となります。数字が記入してある欄は、身体障害者手帳の該当する数字の等級（の一部）までが対象となります。（特別児童）
- 印以外のマークについては、備考欄をご確認ください。
- 2以上の障害がある場合には、身体障害者手帳はそれぞれの級別より上位の級別が記載されることがありますが、減免にあたっては、それぞれの級別で判断しますので例えば、下肢不自由4級に該当する障害が2つ以上あり、総合等級が3級になるような場合については、生計同一者の運転では減免に該当しません。（それぞれの障害

身体障害者			知的障害者				精神障害者			難 病 患 者	備 考
障害別区分			重度	中度	軽度	重度	中度	軽度			
内部障害											
小 腸	免 疫	肝 臓	I Q 2 0 以下	I Q 2 1 3 5	I Q 3 6 5 0	I Q 5 1 7 5	1 級	2 級	3 級		
※	※	※	※					※			※身体障害者2級程度以上の障害が重複するか、身体障害者2級程度以上でI Q 2 0 以下又は常時介護が必要な精神障害が重複する方など。
※	※	※	○					☆			※身体障害者2級（の一部）程度まで対象。 ☆認定診断書により判定
※	※	※	○	○	※						※身体障害者2級以上の方及び身体障害者3級でI Q 5 0 以下の重複障害の方 ※65歳以上で新たに障害者となった方は除きます。（2種のみ）
※	※	※	○	○	○			※	※	※	※認定診断書により判定
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		※P 2 1をご参照ください。 ☆P 2 4をご参照ください。
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		※P 2 1をご参照ください。 ☆P 2 4をご参照ください。
○	○	○									
○	○	○									
								○	○	○	
3	3	3	○	○	○			※	※		（注）進行性筋萎縮症については6級まで対象 ※精神障害者1・2級は精神疾患に限ります。
3	3	3	○	○	○			○	○		（注）進行性筋萎縮症については6級まで対象
3	3	3	○	○	○	○		☆	☆	☆	※加入者については、65歳未満 ☆診断書等の提出が必要な場合があります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資金の種類ごとに貸付条件・基準があります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※配偶者及び扶養親族については、合計所得金額が48万円以下の者に限られます。（令和7年4月1日現在の法令に基づいています）
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※配偶者及び扶養親族については、合計所得金額が48万円以下の者に限られます。
4	4	4	○	○				○			※咽頭摘出による音声機能障害3級のみ対象 （注）軽自動車税種別割の減免については市町村にご確認ください。
3	3	3	○	○				○			（注）軽自動車税種別割の減免については市町村にご確認ください。

扶養手当については、対象となる可能性があります。）

、必ずしも身体障害者手帳の級別とは同一ではありません。
の等級は4級のため)

身体障害者			知的障害者				精神障害者			難 病 患 者	備 考
障害別区分			重度	中度	軽度	重度	中度	軽度			
内部障害											
小 腸	免 疫	肝 臓	IQ 20 以下	IQ 21 35	IQ 36 50	IQ 51 75	1級	2級	3級		
○	○	○	○	○	○	○	※	※	※	※交通機関によって異なります	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○								(注) 条件・対象者は市町村により異なります。	
										(注) 条件・対象者は市町村により異なります。	
○	○	○	○	○							
4	4	4	○	○	○		○	○			
4	4	4	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○								○ (注) 一部年齢制限があります。	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (注) 支給要件・支給品目・対象者は市町村により異なります。	
○	○	○	○	○			○			(注) 世帯構成員の市町村民税課税状況及び障害の程度により免除基準が異なります。	
○	○	○	○	○	○	○					
			○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	2	2	○	○							
										(注) 貸与対象の要件の詳細については、関係機関にお問い合わせください。	
										(注) 貸与対象の要件の詳細については、関係機関にお問い合わせください。	
										※視覚障害と聴覚障害の重複により1級または2級の方 (注) 利用には事前の登録が必要です。要件・利用方法の詳細は関係機関にお問い合わせください。	
										(注) 要件・利用方法は市町村により異なります。詳細は市町村にお問い合わせください。	
										(注) 要件・利用方法は市町村により異なります。詳細は市町村にお問い合わせください。	
										※失語症と認められる方（失語症と診断され、音声又は言語機能障害の認定を受けた方等） (注) 利用には事前の登録が必要です。要件・利用方法の詳細は関係機関にお問い合わせください。	